

「育児時短就業給付金」支給申請（再開）同意確認書

＜育児時短就業給付金とは？＞

2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下するなど一定の要件を満たすと「育児時短就業給付金」の支給を受けることができます。

育児時短就業給付金の受給資格者が、雇用保険の資格を喪失したあと、転職等により雇用保険の資格を再取得した場合、引き続き育児時短就業給付金の受給資格者となります（支給対象月は「初日から末日まで続けて雇用保険被保険者である月」となります。また、所定労働時間が短縮されていない月は申請ができません。詳細は、パンフレット（「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」）をご覧ください。）。

＜引き続き支給申請を行う場合の手続き＞

「支給申請書再交付申請」により、支給申請書の交付を受ける必要があります。受給資格確認時の賃金月額や口座情報、前職における本来の所定労働時間が記載された通知書等が交付されるため、予め被保険者から同意を得てください。

再交付申請の際は、下記「被保険者同意欄」に署名を受けた上で、ハローワーク甲府の窓口まで本書をご持参ください。

＜支給申請書再交付申請に必要なもの＞

1. 本同意書（「被保険者同意欄」に被保険者の署名のあるもの）
2. 事業所の方の社員証や身分証
3. 「支給申請書再交付申請書」（窓口備付）※窓口にてご記入ください。

※支給申請書の再交付後に別途支給申請を行う必要があります。

※支給申請のお手続きについては、パンフレットをご確認いただくか、ハローワーク甲府の窓口にてご相談ください。

事業所番号※	事業所名※
被保険者番号※	被保険者同意欄（署名）
取得日※	育児時短就業給付金支給申請書再交付申請に同意します。

※署名欄以外は事業所の方がご記入いただいて差し支えありません。